

都道府県・ 政令指定都市名	34 広島県
------------------	--------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境県民局 人権男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 4 人、兼任 2 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	広島県男女共同参画施策推進協議会
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成23年4月1日 根拠: 広島県男女共同参画施策推進協議会設置要綱
長 の 役 職	環境県民局 総括官

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	広島県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成14年6月10日
構 成 員	9 人 (女性 5 人、男性 4 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月
名 称	広島県男女共同参画基本計画(第4次)
改定・見直しの予定時期	令和3年03月
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	広島県男女共同参画基本条例
	公 布 日	平成13年12月21日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	平成17年7月6日
	改 正 内 容	市町村合併により村が廃されたことによる改正
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

	目 標 値	令和 2 年度まで 34 %			
	根 拠	広島県男女共同参画基本計画(第4次)			
目標設定の対象である審議会等の範囲		全審議会			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(73)うち女性委員を含む審議会等数(72)		
	延総委員等数(1,453)			延女性委員等数(417) 女性比率(28.7)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(73)うち女性委員を含む審議会等数(72)		
	延総委員等数(1,422)			延女性委員等数(415) 女性比率(29.2)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(36)うち女性委員を含む審議会等数(35)		
	延総委員等数(904)			延女性委員等数(252) 女性比率(27.9)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(7)		
	延総委員等数(74)			延女性委員等数(13) 女性比率(17.6)	
目標値以外の目標設定		女性委員のいない審議会等の解消			
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	年	月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2	
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)		2	
		そ の 他 (		)	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		管理職総数			女性管理職の内訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率
本庁	計	267	34	12.7	34	3	8.8	47	3	6.4	186	28	15.1
	うち一般行政職	204	33	16.2	13	3	23.1	45	3	6.7	146	27	18.5
支庁・地方事務所等	計	193	16	8.3	16	0	0.0	26	2	7.7	151	14	9.3
	うち一般行政職	96	9	9.4	0	0		18	0	0.0	78	9	11.5
全体	計	460	50	10.9	50	3	6.0	73	5	6.8	337	42	12.5
	うち一般行政職	300	42	14.0	13	3	23.1	63	3	4.8	224	36	16.1
(内数)	警察関係	80	1	1.3	34	0	0.0	0	0		46	1	2.2
	教育委員会	32	6	18.8	1	0	0.0	6	1	16.7	25	5	20.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	553	61	11.0	1,581	381	24.1
	うち一般行政職	231	26	11.3	971	300	30.9
支庁・地方事 務所等	計	835	157	18.8	2,871	838	29.2
	うち一般行政職	355	40	11.3	1,300	413	31.8
全体	計	1,388	218	15.7	4,452	1,219	27.4
	うち一般行政職	586	66	11.3	2,271	713	31.4
(内数)	警察関係	539	51	9.5	1,541	124	8.0
	教育委員会	87	24	27.6	309	143	46.3

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	52	11	21.2	65	12	18.5	65	16	24.6
	うち一般行政職	38	11	28.9	58	8	13.8	52	11	21.2
支庁・地方事 務所等	計	35	3	8.6	151	22	14.6	42	16	38.1
	うち一般行政職	21	1	4.8	77	11	14.3	25	9	36.0
全体	計	87	14	16.1	216	34	15.7	107	32	29.9
	うち一般行政職	59	12	20.3	135	19	14.1	77	20	26.0
(内数)	警察関係	18	0	0.0	51	5	9.8	22	10	45.5
	教育委員会	3	0	0.0	17	8	47.1	10	3	30.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地での 長期研修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○					○	◎				「部局等の推薦」は知事部局のみ、知事部局及び県警本部は育休・産休取得期間を経験年数として通算
補佐級	○		○			○	◎				「昇任試験」の面接以外」は県警本部のみ、「部局等の推薦」は知事部局のみ、知事部局及び県警本部は育休・産休取得期間を経験年数として通算
係長級	○		○			○	◎				「昇任試験」の面接以外」は県警本部のみ、「部局等の推薦」は知事部局のみ、知事部局及び県警本部は育休・産休取得期間を経験年数として通算

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験				3,426	361	10.5
昇格試験						

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体		450	159	35.3
うち 上級		333	114	34.2
うち一般行政職		232	95	40.9
うち 上級		174	65	37.4
うち警察関係		182	41	22.5
うち 上級		124	27	21.8

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	広島県女性総合センター		愛称・通称	エソール広島	
設置年月日	平成元年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：730-0051 住 所：広島県広島市中区大手町1丁目2番1号 おりづるタワー10階 電話番号：082-242-5262 FAX番号：082-240-5441 ホームページ：http://www.essor.or.jp				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) ○ その他(県による賃貸物件を無償貸与：公益財団法人広島県男女共同参画財団) 2. 事業運営 直営(担当部局名：) 指定管理者(名称：) ○ その他(公益財団法人広島県男女共同参画財団)				
職 員 数	常勤	5 人、	非常勤	1 人	予算額 令和2年度 86,864 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 ホームページの運営、メールマガジンの発行、SNSの運営) ○ 2. 講座(主な事項： エソールひろしま大学(基礎講座・応用講座)、メンタルサポーター養成講座) ○ 3. 相談事業(主な事項 一般、デートDV、LGBT(電話・面接相談)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書・行政資料等の閲覧・貸出) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 研修室・活動交流スペースの運営、チャレンジ支援事業) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 他機関連携講座) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項：)				
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの：○				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人 広島県男女共同参画財団			基金・基本財産額	61,000	千円
設置年月日	昭和63年8月23日		出資者	広島県、広島県の男女共同参画をすすめる会、広島県地域女性団体		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 広島県の男女共同参画をすすめる会 名称等:	加盟団体数	28	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概要 : 7. その他 (内容:)	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 ○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	105,401	110,688	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○	○
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)		○	
	⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度(2, 7) 広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度(2, 10)
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況		
1 ある	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具
2 現在はないが、今後検討する		働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま 上記以外の具体的名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況		1. 有 2. 無	問17-1 名 称	広島県の男女共同参画に関する年次報告
問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	2. 無	1	定期の場合 1 年
問17-1 公表周期				
公表主体 (※ 該当するもの:○)				○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画に関する資料展示 ・ 男女共同参画研修会 ・ 女性に対する暴力をなくす運動資料展示	男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画に関する資料及びパネル展示(県庁内県民ギャラリー) 安芸高田市との共催 女性に対する暴力をなくす運動に関する資料展示(県庁内県民ギャラリー)	未定	6月 未定 11月
2. 表彰 ・ 3. 講座 ・ 4. 相談事業 ・ 5. 情報収集・提供 ・ 「広島県の男女共同参画に関する年次報告」の発行	男女共同参画の推進状況及び実施状況を取りまとめた年次報告を発表		9月
6. 苦情処理 ・ 7. 交流促進 ・ 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 9. 国際交流・海外派遣事業 ・ 10. 調査研究 ・ 11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	広島県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	2		
育児	2		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	1		
その他	4		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	広島県議会議規則(総則第二条)		
条文本文			
第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	4	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード: 3

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 (令和2年6月1日)

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 平成29年11月29日 ~ 令和3年11月28日
副知事	2 人	(女性 0 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	59	3	5.1	
	都道府県防災会議(委員のみ)	58	3	5.2	
	内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	1	100.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	13	1	7.7	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	18	0	0.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	3	1	33.3	
	2 国土利用計画地方審議会	13	3	23.1	
	3 土地利用審査会	5	3	60.0	
	4 都道府県交通安全対策会議	17	2	11.8	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	31	9	29.0	
	7 精神医療審査会	25	11	44.0	
	8 都道府県生活衛生適正化審議会	14	5	35.7	
	9 都道府県医療審議会	29	2	6.9	
	10 准看護師試験委員会	7	3	42.9	
	11 麻薬中毒審査会	5	1	20.0	
	12 地方社会福祉審議会	30	12	40.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	6	30.0	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	3	21.4	
	15 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	11	5	45.5	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	21	8	38.1	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	8	3	37.5	
	21 都道府県都市計画審議会	23	4	17.4	
	22 開発審査会	7	3	42.9	
	23 私立学校審議会	10	4	40.0	
	24 石油コンビナート等防災本部	34	1	2.9	
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 室素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	72	4	5.6	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
	31 介護保険審査会	33	11	33.3	
	32 都道府県固定資産評価審議会	8	4	50.0	
	33 感染症の診査に関する協議会	23	9	39.1	
	34 警察署協議会	241	99	41.1	
×	35 土地収用事業認定審議会				
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	2	33.3	
	37 都道府県国民保護協議会	54	4	7.4	
×	38 地方独立行政法人評価委員会				
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
	44 留置施設視察委員会	6	2	33.3	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	19	1	5.3	
	47 小児慢性特定疾病審査会	3	0	0.0	専門性が高く女性の適任者がいなかった
	48 行政不服審査会	6	3	50.0	
	合 計	904	252	27.9	
	女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	8	2	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	9	2	22.2	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	9	1	11.1	
合 計		74	13	17.6	
女性委員0の委員会数		2			